

平成28年12月

東京都における建材用断熱材フロン分解処理推進のための対策

〔目的〕

東京都では、地球温暖化対策を推進するために、廃棄物として発生する建材用断熱材フロンの分解処理を積極的に推進する必要があると考え、東京都独自のルール作りを実施し展開しています。

平成20年1月に、学識経験者及び関連する事業者団体で構成する「建材用断熱材フロン分解処理推進会議」を設置。平成21年3月に建材用断熱材フロンの分解処理に係る「東京ルール宣言」を策定し公表しています。

〔策定の経緯〕

建材用断熱材フロン分解処理推進会議

委員 10名（学識経験者1、事業者団体（廃棄物、建設、製造者、使用者等）9）

経緯 第1回 平成20年1月30日

建材用断熱材フロンに係る状況、分解処理促進の取組 等

第2回 平成20年3月28日

第3回 平成21年1月28日

第4回 平成21年3月25日

モデル事業の結果、東京ルール宣言 等

〔参考：東京ルール宣言（※裏面参照）〕

「建材用断熱材フロンの分解処理に係る東京ルール宣言」

https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/attachement/tokyo_rule20090325.pdf

〔参考：パンフレット〕

「オゾン層の保護・地球温暖化防止のために建材用断熱材フロンの分解（焼却）処理をお願いします」

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/attachement/panflet200909.pdf>

建材用断熱材フロン分解処理に係る

東京ルール宣言

私たちが使用している建材用断熱材には、発泡剤としてフロン類が大量に利用されてきた。これらのフロン類は、建築物等の省エネに寄与してきたが、オゾン層を破壊する物質であり、また地球温暖化への影響がCO₂の1,000~10,000倍にもなる温室効果ガスである。しかし、現在、建材用断熱材が廃棄物となった時に、それに含まれるフロン類の放散を抑制するための仕組みが構築されていない。

私たちは、地球から受ける恩恵を再認識し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、これらの建材用断熱材フロン分解処理を推進することを決意し、以下の取組を実行することを宣言する。

- 一 フロン類を含む建材用断熱材を廃棄物として処分する場合は、フロン類を分解するために、原則として焼却処分を行う。
- 二 焼却は、廃棄物発電などのエネルギー回収を行っている施設で実施する。
- 三 フロン類を含む建材用断熱材の廃棄物を細かく破砕(粉碎)する場合は、その工程でフロン類を回収し、分解処理する。

平成21年3月25日

建材用断熱材フロン分解処理推進会議

東京大学大学院 教授 坂本 雄三(座長)
ウレタンフォーム工業会、押出發泡ポリスチレン工業会、
関東建設廃棄物協同組合、(社)建築業協会、(社)東京建設業協会、
(社)東京建物解体協会、(社)東京産業廃棄物協会、(社)東京ビルディング協会、
東京冷蔵倉庫協会、東京都
《オブザーバー》
経済産業省、環境省、(財)建材試験センター